

①調達等合理化計画で記載した事項	②実施した取組内容	③取組の効果	④実施において明らかとなった課題等		⑤今後の対応
				目標の達成状況	
<p>1. 重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 競争性のある契約の調達</p> <p>○競争性のある調達において、一者応札・応募となった案件については、入札説明書等を受領したが、応札しなかった事業者から応札に至らなかった理由を聴取し、一者応札等となった要因の把握・分析、次回調達時の改善措置案を策定し、次回調達において改善方針を着実に実行するPDCAサイクルを活用した取組を行う。</p> <p>また、二か年連続一者応札・応募となった案件について、更なる要因の把握・分析を行い「改善の余地があるもの」と「改善が困難と見られるもの」に分類し、「改善の余地があるもの」については特に重点的に取り組み、本部において事前点検を実施した上で調達時期の早期化、履行期間の十分な確保、業者の新規開拓などの必要な改善措置を講じる。</p> <p>【当該取組により、前回は、一者応札・応募となった調達案件で平成30年度に同様の案件の調達を行うものについては、可能な限り改善策を講じ、一者応札・応募の低減を図ると共に、競争性のある調達のうち一者応札・応募件数の割合を10%以下とする。】</p>	<p>○競争性のある調達において、一者応札・応募となった案件については、入札説明書等を受領したが、応札しなかった理由を聴取し、一者応札等となった要因の把握・分析、次回調達時の改善措置案を策定し、次回調達において改善方針を着実に実行するPDCAサイクルを活用した取組を行った。</p> <p>○二か年連続一者応札・応募となった案件について、更なる要因の把握・分析を行い「改善の余地があるもの」と「改善が困難と見られるもの」に分類し、「改善の余地があるもの」については特に重点的に取り組み、本部において事前点検を実施した上で調達時期の早期化、履行期間の十分な確保、業者の新規開拓などの必要な改善措置を講じた。</p>	<p>○前回は一者応札・応募の調達案件83件のうち、21件(25.3%)について一者応札・応募の改善を図った。</p>	<p>○機械警備業務の調達において、92件のうち77件(83.7%)が一者応札になる等、人手不足の影響により一者応札数が増加傾向にあること。</p>	<p>○平成30年度の一者応札・応募の件数の割合は、23.7%(376件/1,584件)となり目標値である19.0%以下を達成できなかった。</p>	<p>○人手不足による影響を注視しつつ、前回は一者応札・応募となった調達案件で令和元年度に同様の案件の調達を行うものについては、可能な限り改善策を講じ、一者応札・応募の改善に引き続き取り組むこととする。</p>
<p>2. 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>○契約相手方が明らかに一に限定されている場合を除く随意契約の調達案件については、機構本部内に設置された随意契約検証チームにおいて事前に随意契約が適切であるかを確認し、また、契約にあたっては適正な価格となるよう見積内容を精査の上、価格交渉を実施する。</p> <p>【評価指標: 随意契約検証チームによる点検を実施したか。】</p>	<p>○契約相手方が明らかに一に限定されている場合を除く随意契約の調達案件について、随意契約協議書の内容が適切であるか随意契約検証チームによる事前点検を実施した。</p> <p>○契約相手方が明らかに一に限定されている場合を除く随意契約の調達案件について、適正な価格での契約となるよう見積内容を精査の上、価格交渉を実施した。</p>	<p>○平成30年度に事前確認の対象となった随意契約案件については、すべて適正であることが確認できた。</p> <p>○平成30年度に対象となった随意契約案件については、見積内容を精査の上、価格交渉を行ったことで適正価格による契約に繋がった。</p>	<p>○随意契約に関する内部統制に資するため、今後も随意契約検証チームにより事前点検を引き続き行うことが重要であること。</p> <p>○随意契約の契約にあたっては適正な価格となるよう、見積内容を精査の上、価格交渉を実施することが重要であること。</p>	<p>○平成30年度は、随意契約検証チームにより34件の点検を行った。内訳は以下のとおりであること。</p> <p>【平成30年度分】 21件 【令和元年度分】 13件</p> <p>○平成30年度は、対象となった契約案件について、見積内容を精査の上、価格交渉を行った。結果は以下のとおりであること。</p> <p>【価格交渉案件数】 25件 【交渉結果】 355万円(6件)の削減</p>	<p>○契約相手方が明らかに一に限定されている場合を除く随意契約の調達案件については、引き続き機構本部内に設置された随意契約検証チームにおいて事前に随意契約が適切であるかを確認し、また、契約にあたっては適正な価格となるよう見積内容を精査の上、価格交渉を実施する。</p>
<p>(2) 適正な契約手続きのための取組</p> <p>自主点検マニュアルにおいて定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を行ったか。</p> <p>【評価指標: 自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているか各支部等における調達予定案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を本部で確認を実施するか。】</p>	<p>○自主点検マニュアルにおいて、定められた事項を実施しているかを確認するために、各支部等における調達案件の中から一部の案件を抽出(23件)し、その内容を本部で確認した。</p>	<p>○適正な調達事務の推進が図られた。</p>	<p>○自主点検マニュアルで定めた点検シートの点検項目が多く、点検に多くの時間を要しているため、概ね契約事務経験が2年以上の担当者が効率的に契約事務を行えるよう、令和元年度から簡易的な点検シートを活用可能とした。</p>	<p>○平成30年度に抽出した契約23件を点検した結果は、全て適正であることが確認できた。</p>	<p>○契約手続の一層の適正化を推進するため、自主点検マニュアルに定められた自主点検の実施状況を確認するために、各支部等における調達案件の中から本部において一部を抽出し、点検を行う。また、簡易的な点検シートの運用状況の調査も併せて実施する。</p>